

R7 年度 不正防止計画（方針と計画）

（令和 7 年 10 月 30 日策定）

Circular Cell Culture 株式会社は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

1 方針

- （１） 不正防止計画の推進を担当する者（以下「防止計画推進担当」）は、代表取締役とする。
- （２） 防止計画推進担当は、会社全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- （３） 防止計画推進担当は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか会社全体の状況を体系的に整理し評価する。
- （４） 不正防止計画の策定にあたっては、上記（３）で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- （５） 研究を実施する部署は、不正根絶のために、防止計画推進担当と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

2 不正防止計画

上記 1－（４）に基づく検討の結果、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の要請事項（設問）に未対応であることを不正発生要因と捉え、それへの対策として R7 年度の不正防止計画を（別紙）のとおり策定・実施する。

以 上

R7 年度 不正防止計画

不正発生要因	不正防止計画	担当	備考
1 公的研究費の管理体制や通報・相談窓口が周知されない。 (設問 1～3・20・47)	1) 管理体制をHPに掲載(又は第三者が閲覧可能な箇所に社内掲示)する。 2) 責任体制並びに通報・相談窓口の説明	最高管理責任者	
2 コンプライアンスに係る構成員の意識が向上しない。 (設問 6～11)	1) コンプライアンス教育・啓発活動等の行動規範を策定する。	コンプライアンス推進責任者	
3 競争的研究費等に係る事務処理手続に関するルールが不明確。 (設問 12～15)	1) 該当するルールを明確化し、存在や保管場所等を周知する。	コンプライアンス推進責任者 または 防止計画推進担当	
4 競争的研究費等の事務処理に関する職務権限等が不明確 (設問 16～19)	1) 職務分掌や職務権限等に係るルールを明確化する。		
5 第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムがない・機能していない。 (設問 37～46)	1) 半期に一度、以下の二点をモニタリングする。 ・発注時点での支出財源の特定状況 ・総務部による非常勤雇用者の労務管理等の状況		

* 不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について、監査役と意見交換の状況

日時	参加者	意見交換した内容